

議案第190号

川崎市葬祭場の指定管理者の指定について

指定管理者を次のとおり指定する。

令和6年11月26日提出

川崎市長 福田 紀彦

管理を行わせる 公の施設の名称 及び所在地	指 定 管 理 者		指 定 期 間
	住 所	名称及び代表者名	
川崎市葬祭場 (かわさき南部斎 苑、かわさき北部 斎苑)	川崎市川崎区 堤根34番地15	川崎市シルバー人材セン ター・富士建設工業共同体	令和7年4月1日 から 令和12年3月31日 まで
川崎市川崎区夜光 3丁目2番7号 (かわさき南部斎 苑)		代表者 公益財団法人川崎市シルバー 人材センター 理事長 池田 健児	
川崎市高津区下作 延6丁目18番1号 (かわさき北部斎 苑)		構成員 富士建設工業株式会社 代表取締役 鳴海 利彦	

参考資料

川崎市シルバー人材センター・富士建設工業共同体の概要

代表者	公益財団法人川崎市シルバー人材センター
設立	平成24年4月1日(旧財団の設立年月日 昭和55年8月1日)
基本財産	3,266万円
職員数	理事6名、監事2名、職員34名
目的	健康で働く意欲を持つ定年退職者等の高齢者(以下「高齢者」という。)の希望に応じた臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務(当該業務に係る労働力の需給の状況、当該業務の処理の実情等を考慮して厚生労働大臣が定めるものに限る。以下同じ。)に係る就業機会を確保し、及びこれらの者に対して組織的に提供すること等により、高齢者の生きがいの充実、福祉の増進並びに社会参加の推進を図り、もって高齢者の能力を生かした活力ある地域社会づくりに寄与するとともに、あわせて市民サービスの向上に寄与することを目的とする。
事業実績	<ol style="list-style-type: none">(1) 臨時的かつ短期的な就業(雇用によるものを除く。)又はその他の軽易な業務に係る就業(雇用によるものを除く。)を希望する高齢者のために、これらの就業の機会を確保し、及び組織的に提供すること。(2) 臨時的かつ短期的な雇用による就業又はその他の軽易な業務に係る就業(雇用によるものに限る。)を希望する高齢者のために、職業紹介事業又は労働者派遣事業を行うこと。(3) 高齢者に対し、就業等に必要な知識及び技能の付与を目的と

した講習を行うこと。

- (4) 高齢者のための臨時的かつ短期的な就業及びその他の軽易な業務に係る就業等を通じて、高齢者の生きがいの充実、福祉の増進及び社会参加の推進を図るために必要な事業を行うこと。
- (5) 前4号に掲げるもののほか、高齢者の多様な就業機会の確保及び地域社会、企業等における高齢者の能力の活用を図るために必要な事業を行うこと。
- (6) 川崎市が設置する葬祭場の運営管理
- (7) その他目的を達成するために必要な事業を行うこと。

構 成 員 富士建設工業株式会社

設 立 昭和36年3月31日

資本の額 5,600万円

従業員数 626名

目 的 次の事業を営むことを目的とする。

- (1) 清掃施設の設計、施工及び維持管理に必要な業務
- (2) 火葬炉に関する一切の装置、機械、器具、雑品の製造及び販売業務
- (3) 火葬炉装置の設計、施工、技術指導及び維持管理に関する必要な業務
- (4) 公害防止関連施設の設計、施工及び維持管理に必要な業務
- (5) 土木建築請負業
- (6) 損害保険代理業
- (7) 霊柩寝台車運送事業
- (8) 火葬業務、火葬場及び葬祭場の運営管理に関する業務

(9) 酒類販売業

(10) 以上各号に附帯関連する一切の業務

事業実績

(1) 川崎市葬祭場等全国 27ヶ所の斎場・火葬場の指定管理者

(2) 横浜市戸塚斎場等全国 74ヶ所の火葬業務の受託、PFI 事業 7 件

(3) 横浜市戸塚斎場等全国 286ヶ所の火葬炉設備保守点検業務